

仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、質量分析装置システムの保守点検を適切に行い、システムの機能を常に適正に維持する。

2 対象機器及び設置場所

(1) SCIEX 製質量分析装置本体 Triple Quad4500 1台 本館3階検査科

(コンピュータ、モニター、プリンター、UPS、LC装置は除く)

(2) システムインストルメンツ製窒素ガス発生装置1式 本館3階検査科

ア N2ジェネレーター M12Cp-SDA S/N B50511213 1台

イ コンプレッサー SLP-22IECD-S2 S/N PL3799 1台

3 対象期間

契約日～令和3年3月31日

4 定期保守点検の回数

発注者の指定する日に1回実施する。

5 緊急対応

障害発生時には発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行うこと。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 上記2(1)の定期保守点検の出張作業費、性能適格性確認の費用及び平日9:00～17:30に行われるオンコール修理の出張作業費

(2) 上記2(2)の定期保守点検の出張作業費のほか、消耗品であるカートリッジ入りグリス、チップシールセット(チップシール/ダストシール/バックアップ)、Vベルト(50Hz)2本組、メンテナンスキット、リレー基盤セット、電子トラップ用サイレンサー、チャッキ弁、フィルター1エレメント(5u)エマージェンシードレイン用、フィルター2エレメント(活性炭)、フィルター3エレメント(0.01u)及び電子トラップの費用、点検作業技術料、出張費及び諸経費

(3) 上記2(1)の年1回以上のクリーニングの出張作業費(但し、両者の協議によりクリーニングを必要と判断した場合に限る。)

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書（以下「報告書」という。）を発注者に提出する。また、次年度が、定年毎に交換する消耗品の交換年に該当するとき等、今回業務実施内容から変更が必要となる場合は、当該事項を、発注者及び発注者の指定する当センター職員へ紙面で報告を行う。なお、当該報告事項は、1. 報告書に含む、または、2. 報告書と別に発行する、のいずれの発行方法を可とする。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。